

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）に対する 福祉用具貸与における例外給付の取り扱いについて

軽度者（要支援・要介護 1 の被保険者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外です。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合、または、白河市が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能です。

＜原則、軽度は給付の対象とならない福祉用具＞

- ・車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置※

※ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護 2 及び要介護 3 の者も、原則給付の対象外。

1. 基本調査結果に基づく判断により福祉用具貸与が認められる場合

要介護認定における基本調査の直近の結果に基づき、別表のとおり要否を判断し、該当することを確認すれば例外給付は認められます。調査票の写しをサービス記録と合わせて保管してください。

⇒この場合、市への確認は不要です。

2. 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者】、「移動用リフト」の【生活環境において段差の解消が必要と認められる者】については、該当する基本調査結果はありません。

したがって、例外給付の対象として該当するかは、主治医から得た情報や福祉用具専門相談員、軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断してください。

（判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行ってください）。

⇒この場合、市への確認は不要です。

3. 市への確認申請により例外給付が認められる場合

1 の基本調査の結果では給付対象とならない場合でも、以下の要件①、②をいずれも満たした上で、市の確認を受けた場合は例外的に給付が認められます。これらを白河市が書面等で確認し、その要否を判断します。

- ① 下記のア～ウまでのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されていること

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）に対する 福祉用具貸与における例外給付の取り扱いについて

- ア. 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当
（例）パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
- イ. 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる
（例）がん末期の急速な状態悪化
- ウ. 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
（例）ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

- ② サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に

【市への確認申請方法】

白河市高齢福祉課介護保険係